平成２５年（フ）第２３４号
沖縄県那覇市天久２丁目２番18号ブルースカイ203
債務者　池間　寿之
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２４１号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目15番54―205号さかえ荘
債務者　上原　和子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１７７号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山502番地８　コーポ清水畑201号
債務者　晴山ひろみ
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５２号
福島県会津若松市和田１丁目１番８号ニュー和田８号、前住所福島県大沼郡会津美里町福重岡字堂山丙521番地２
債務者　福田　紀好
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
新潟県上越市浦川原区釜淵213番地
債務者　原　　孝幸
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第５９号
新潟県上越市木田１丁目13番16号　シャルムハウス202号
債務者　田中真一朗
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第２２４号
愛知県岩倉市八剱町郷前17番地　プルミエール102号
債務者　小南　　浩
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２３１号
居所愛知県一宮市奥町下口西89―１　上林記念病院Ａ４病棟、住民票上の住所愛知県一宮市西萩原字神明前２番地　西萩原宿舎２棟301号
債務者　原　　洋介
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２３６号
愛知県江南市藤ケ丘４丁目１番地７　江南団地70棟204号
債務者　上平恵美子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１８８号
香川県高松市瀬戸内町19番22―201号
債務者　久米　好美
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第５４号
香川県丸亀市山北町894番地３
債務者　小幡　由乃
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第６１号
香川県坂出市久米町２丁目11番45号
債務者　横井　京子（旧姓山地）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第６５号
香川県仲多度郡琴平町榎井139番地　髙木住宅
債務者　大西　繁樹
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１０１号
長崎県長崎市大園町14番10―202号
債務者　永井　愛子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１号
大分県日田市大字有田341番地２
債務者　松本　健士
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第２２号
大分県日田市港町９番26号
債務者　脇田由美子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第３８号
栃木県足利市新山町９番地１　新山団地４―12、前住所栃木県足利市田島町1691番地３
債務者　来栖　貴代
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部